

文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案の主な内容

1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年10月文京区条例第39号）の一部を改正する。

2 新旧対照表

改正後（案）			現行		
第一条～第四条（略）			第一条～第四条（略）		
別表第二（第四条関係）			別表第二（第四条関係）		
改正後			改正前		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
一 区長	文京区 児童育 成手当 条例に よる児 童育成 手当の 支給に 関する 事務で あって 規則で 定める もの	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に規定する住民票に関する情報（以下「住民票関係情報」という。）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報若しくは通知に基づく行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施する外国人の保護の措置に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報（以下「母子生活支援施設関係情報」という。）又は児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第	一 区長	文京区 児童育 成手当 条例に よる児 童育成 手当の 支給に 関する 事務で あって 規則で 定める もの	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に規定する住民票に関する情報（以下「住民票関係情報」という。）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報若しくは通知に基づく行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施する外国人の保護の措置に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報（以下「母子生活支援施設関係情報」という。）又は児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第

改正後（案）			現行		
		二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報若しくは身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であつて規則で定めるもの			二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報若しくは身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であつて規則で定めるもの
<u>付 則</u> この条例は、公布の日から施行する。					